

障害福祉サービス事業所の皆様へ

平成 22 年 4 月より利用者負担額が改正されます

1 利用者負担額の見直し

平成 22 年 4 月の制度改正により市民税非課税世帯のかたの障害福祉サービスの利用者負担が無料になります。この改正により新たに利用者負担が 0 円に変更されるかたは、平成 22 年 4 月から適用の受給者証が発行されますのでサービス提供の際にご確認ください。

2 変更される利用者負担額

下記のように利用者負担額が変更されます。課税世帯のかたの利用者負担額の変更はありません。

① 障害者および児童(18 歳未満)の場合 (※施設入所者を除く)

受給者証が変更となる対象者		月額負担上限額	
		平成 22 年 3 月まで	平成 22 年 4 月より
非課税世帯 1	市民税非課税世帯で、障害者の収入が年間 80 万円以下	1,500 円	<u>0 円</u>
非課税世帯 2	上記以外の市民税非課税世帯	3,000 円 通所利用 1,500 円	

※所得を判断する際の世帯の範囲については、障害者は本人と配偶者のみ、児童は原則住民基本台帳の世帯で判断します。

② 施設入所者の場合

受給者証が変更となる対象者		月額負担上限額			
		平成 22 年 3 月まで※ 2		平成 22 年 4 月より	
		20 歳以上	20 歳未満	20 歳以上	20 歳未満
非課税世帯 1	市民税非課税世帯で、障害者の収入が年間 80 万円以下	15,000 円	3,500 円	<u>0 円</u>	<u>0 円</u>
非課税世帯 2	上記以外の市民税非課税世帯	24,600 円	6,000 円		

※ 1 所得を判断する際の世帯の範囲については、20 歳以上は本人と配偶者のみ、20 歳未満は原則住民基本台帳の世帯で判断します。

※ 2 3 月までの利用者負担額については、各種減免の適応のあるかたは、上記の例示と異なる金額で決定されています(4 月以降の負担額が 0 円になる点については同じです)。

3 受給者証の変更点

今回の改正で新たに受給者証が発行される場合、以下の記載内容が変更されます。

受給者証の項目欄	変更内容
負担上限月額	改正の対象者(非課税世帯)は 0 円に変更される。(今まで利用者負担が 0 円だった方は変更がないため、新たな受給者証は発行されません。)よって、4 月以降は、「37200 円」「18600 円」「9300 円」「4600 円」「0 円」以外の決定金額は原則ありえませんのでご注意ください。
利用者負担適用期間	適用期間開始日：平成 22 年 4 月に変更。期間終了日に変更はありません。
利用者負担上限額管理事業所名	上限額管理が不要となるため、上限管理事業所の記載は削除されています。(※非該当の届出を区役所又は保健所へ届け出る必要ありません。)